

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成29年2月21日（火）
午後 2時30分～午後 3時30分
2. 開催場所：役場内会議室
3. 出席委員：（11名）
4. 欠席委員：（1名）
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
 - 議案 7号 非農地証明願いの審議について
 - 報告第 1号 農家基本台帳新規搭載について
6. 農業委員会事務局出席職員（3名）

7. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成29年第2回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶お願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんそれぞれお忙しい中、定例会にご出会いただきありがとうございます。皆様方におかれましては平素よりそれぞれの地域でご尽力いただき感謝申し上げます。それでは早速お手元の資料に基づきご審議の方をよろしくお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。本日は9番委員より欠席の旨連絡がございました。よって出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたしたいと思います。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、10番、11番をお願いいたします。なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案11件でございます。まず、議案第5号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第5号、受付番号1から11を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>受付番号1から11までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>1番について確認いたしましたので説明いたします。譲渡人は現在兼業でハーベスターを動かしておらずどんどん規模を縮小している状態です。今回は譲渡人の意向により売り渡したとのことです。</p> <p>譲受人は、譲渡人から売買の話を持ちかけられて買い受けたようです。以上です。</p>
議長	<p>受付番号2番につきましては、3番委員が申請人になっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(3番委員 退席)</p>
11番	<p>2番について確認いたしましたので説明いたします。</p> <p>譲渡人は、高齢で体調もあまり良くないため譲受人へ売り渡したとのことです。</p> <p>譲受人も、譲渡人より売買の話を持ちかけられ応じたことに間違い無いとのことと何ら問題無いと思われれます。以上です。</p> <p>説明終了後(3番委員 入室・着席)</p>
6番	<p>3番について説明いたします。譲渡人と譲受人は姉弟関係です。</p> <p>申請地は親より譲り受けた農地ですが、譲渡人は最近になり島外から引き上げてきて今まで農業に携わったことが無いため、現在親元を継いでいる譲受人へ譲渡するようです。</p> <p>譲受人も営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われれます。以上です。</p>
1番	<p>4番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚関係です。</p> <p>双方へ確認いたしましたが、話し合いのもと受贈での申請となったことに間違い無いとのことと何ら問題無いと思われれます。</p> <p>以上です。</p>
4番	<p>5番について説明いたします。</p> <p>譲渡人は、今後農業を行わないということで現在小作している譲受人へ話を持ちかけたようです。</p> <p>譲受人は、譲渡人より話を持ちかけられ買い受けたことに間違い無い</p>

とのことです。何ら問題無いと思われます。以上です。

議長

受付番号6番につきましては、事務局長が申請人になっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。

(事務局長 退席)

2番

6番について確認いたしましたので説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係です。(譲渡人が親、譲受人が長男)

申請地は、先日譲渡人が買い受けて取得した農地です。長男である譲受人へ贈与するということです。

譲受人は、現在農業の規模拡大中とのことで何ら問題無いと思われます。以上です。

説明終了後(事務局長 入室・着席)

5番

7番について確認いたしましたので説明いたします。

譲渡人は現在島外に在住しており、今後帰島して農業することは無いとのことで譲受人へ売り渡したようです。

譲受人は、土地改良事業以前より小作していた畑ということで買い受けたことに間違い無いようです。何ら問題無いと思われます。以上です。

4番

8番について確認いたしましたので説明いたします。

申請地は、譲受人の現在は亡くなられている父の代に購入している農地で登記のみ完了していなかったため申請するに至ったようです。

譲渡人は前に売ったこととなっているので贈与という形で申請したとのことでした。以上です。

1番

9番について確認いたしましたので説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係です。

譲渡人は現在病気療養中で農作業ができる状態でないということで子である譲受人へ譲り渡すことにしたようです。

譲受人も営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われます。

4番

10番について説明いたします。

譲渡人と譲受人へ確認いたしましたところ土地改良事業に係る土地交換ということでした。何ら問題無いと思われます。以上です。

議長

受付番号11番につきましては、8番委員が申請人になっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。

	(8番委員 退席)
1 番	<p>11番について確認いたしましたので説明いたします。譲渡人と譲受人の奥さんはいとこ関係です。</p> <p>譲渡人の他の農地は登記済みですが申請地のみが登記完了していなかったため譲受人へ贈与したとのことです。</p> <p>譲受人も営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われれます。以上です。</p>
	説明終了後(8番委員 入室・着席)
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	【質問、意見なし】
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案の通り決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、3件でございます。全て中間管理事業による利用権設定となります。</p> <p>第6号の議案書をご覧ください。喜界町より平成29年2月28日付けで農用地利用集積計画(案)の決定を求められています。</p> <p>賃貸借権の設定が2件と使用貸借権が1件です。 面積は、合計5,567㎡です。</p> <p>【議案第6号、計画番号59番から61番の農用地利用集積計画(案)について議案書をもとに説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、計画番号59番から61番につきまして採決いたします。議案第6号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に、議案第7号「非農地証明願いの審議について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 今月の非農地証明願いの案件は、2件でございます。</p>
事務局	<p>それでは議案第7号の議案書をご覧ください。</p> <p>【議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明】</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
1番	<p>一件目について、会長・事務局職員を交えて現地調査を行って来ましたので報告いたします。申請地は事務局の説明にもありましたとおり、地目は畑ですが現況は宅地です。数十年前から農地として利用されておらず現在建物が建っている状態です。今後農地として利用することは困難であり、周辺の状況から見ても非農地として妥当だと思われま</p>
11番	<p>二件目について、会長・事務局職員を交えて現地調査を行って来ましたので報告いたします。申請地は事務局の説明にもありましたとおり、地目は畑ですが現況は原野です。数十年農地としての利用が無く荒廃状態にあります。今後も農地としての利用が困難であり、周辺の状況から見ても非農地として妥当だと思われま</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。意見等ございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>

議長	よろしいですか。それでは議案第7号につきまして採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

発言者	発言内容
議長	次に報告事項に入ります。報告第1号の「農家台帳新規登載について」ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	報告第1号「農家台帳新規登載報告書」の件数は1件でございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第1号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。
	【発言等なし】
議長	よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもちまして平成29年第2回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 保科 一美

議事録署名委員 永 政 幸